

## 平成30年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）の 国庫補助に係る概要について

平成30年6月18日  
一般社団法人 日本病院薬剤師会

標記事業に係る日本病院薬剤師会の申請につきまして、厚生労働省より採択の内示通知がありましたので、老人保健健康増進等事業実施要項第5条第3項の規定に基づき、採択された事業の概要を以下に公表いたします。

### 1. 事業名

医療提供施設である介護保険施設における医薬品の安全使用等に関する調査研究事業

### 2. 事業の目的

近年の医学・薬学の目覚ましい進歩、医療の高度化・多様化や平成29年1月に偽造医薬品が国内で流通する事案が発生したことなど、医薬品を安全に提供する体制を強化することは喫緊の課題となっている。

そのような状況の中で、医療機関及び保険薬局では、医療法及び医薬品医療機器等法において、「医薬品の安全使用のための業務手順書」を策定することが義務づけられているものの、介護保険施設（介護老人保健施設、介護医療院）では医薬品の安全使用のための措置が不十分である。

介護保険施設における「医薬品の安全使用のための業務手順書」の作成マニュアルを作成するとともに、介護保険施設に勤務する薬剤師向けの研修カリキュラムを提言することにより、介護保険施設においても医薬品の安全使用のための措置を講じることを目的とする。

### 3. 事業の概要

本会は、医療安全に関する事項を担当する「医療安全対策委員会」と療養病床及び高齢者施設等における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項を担当する「療養病床委員会」を常置委員会として設置している。また、地域医療における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項を担当する「地域医療委員会」を設置している。

介護保険施設における医薬品の安全使用のための業務手順書の作成マニュアルの作成については、「医薬品の安全使用のための業務手順書」等を参考にして、療養病床委員会と医療安全対策委員会が共同して取り組む。

介護保険施設に勤務する薬剤師向けの研修カリキュラムの提言については、まず先行事例の収集を目的として介護保険施設の医薬品に関する業務の実態やその近隣の医療機関等との連携状況を把握するための5施設程度の現地視察を地域医療委員会と療養病床委員会が共同して行う。その後、現地視察の結果や薬学教育モデル・コアカリキュラム等を参考にして、療養病床委員会が中心となって提言の作成に取り組む。

本事業の成果により、介護保険施設における医薬品の安全管理体制を強化・標準化するための契機となる。また、地域包括ケアシステムの構築が進む中、医療機関、保険薬局、介護保険施設など、医薬品を取り扱うすべての施設において、医薬品の安全管理体制を確保することが期待される。

#### 4. 事業実施予定期間

平成30年7月1日から平成31年3月31日まで